

2022年7月29日

各位

会社名 株式会社テンポスホールディングス  
代表者名 代表取締役 森下 篤史  
コード番号 2751 東証スタンダード  
問い合わせ先 取締役グループ管理部長 森下和光  
03-3736-0319

### 新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書

当社は2022年4月の株式会社東京証券取引所の市場区分の見直しに関して、スタンダード市場を選択しております。しかしながら、基準日時点で当該市場の上場維持基準を満たしていないことから、下記の通り新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書を作成いたしましたのでお知らせいたします。

#### ◆当社の上場維持基準の適合状況及び計画期間

当社の基準日時点におけるスタンダード市場の上場維持基準の適合状況は以下の通りとなっており、流通株式比率については基準を満たしておりません。当社は流通株式比率に関して、2028年4月期までに上場維持基準を満たすために取組を進めてまいります。

	株主数 (人)	流通株式数 (単位)	流通株式時価 総額(百万円)	流通株式比率 (%)
当社の状況 (2022年4月30日時点)	35,374	24,933	5,852	17.4
上場維持基準	400	2,000	1,000	25.0
計画書に記載の項目				○

※当社の適合状況は、東京証券取引所が2022年4月30日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出を行ったものです。

#### ○上場維持基準の適合に向けた取組の基本方針、課題及び取組内容 (基本方針)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するために、必要な資本政策を適時に実行していく方針です。また、スタンダード市場における上場維持は、当社が投資対象として十分な流動性とガバナンス水準を備えた会社であることを示すために重要であると認識しており、「流通株式比率」を改善し、スタンダード市場の上場維持基準を充足することを基本方針としております。

(課題)

当社は、①創業者及び当社創業者一族が当社株式を安定的に保有し続けていること、及び②資本政策遂行の一環として取引先との結び付きを強めることを目的に、かかる一部取引先に対して当社株式の取得を打診したことを背景として比率4%を超える事業法人等に区分される株主の保有割合が12%となっていること、③個人株主は多いが保有割合が低いこと、④自己株式を16%超保有していること等により「流通株式比率」が低位であることが、スタンダード市場の上場維持基準適合への課題であると認識しております。

(取組内容)

流通株式比率向上のため、以下の取り組みを実施してまいります。

① 事業法人等の大株主への株式の流動化に向けた働きかけ

当社は、事業上シナジーを有する事業法人との連携を重視した資本政策を執ってまいりましたが、かかる事業法人等に区分される株主に対して、現在の関係性を維持しながら保有する当社株式の売却を促すなど「流通株式比率」の改善を図ってまいりたく存じます。また、保有比率4%を超える主要株主に対しても同様の働きかけを行ってまいります。本取り組みにつきましても、2023年4月期中に着手して2028年4月期末まで継続的に実施してまいります。

② 役員2親等以内の親族への保有株式への流動化に向けた働きかけ

当社は、当社役員2親等以内の親族の保有株式に対して、当社株式の売却を促して「流通株式比率」の改善を図ってまいります。本取り組みにつきましても、2023年4月期中に着手して2028年4月期末まで継続的に実施してまいります。

③ 自己株式の活用および消却

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を目的に自己株式を保有しており、現在、当社取締役及び従業員並びに当社子会社及び従業員に対するストック・オプション（新株予約権）と2021年よりリストリクテッド・ストック（特定譲渡制限付株式）に活用しております。今後は、株式交換や株式交付等の会社法上の制度を活用したM&A等に活用の幅を広げてまいりたく存じます。また、自己株式の消却等「流通株式比率」の改善に資する施策を適宜、検討、実施してまいります。具体的な内容につきましては、現在検討中であり、決定次第公表いたします。

④ 持株会による流動化による働きかけ

当社は、当社株式を安定的に保有し続けていること及び資本政策遂行の一環として取引先との結び付きを強めることを目的に、取引先持株会を2021年に設立しました。また、役員持株会、従業員持株会も既に設立をしております。今後も持株会の会員の募集を行い、「流通株式比率」の改善に資する施策を適宜、実施してまいります。

(計画期間)

当社の流通株式数は、2,493,300株(2022年4月30日時点)ですが、株価への影響も鑑みつつ、段階的に保有株式売却を行うことが効果的であると考え、上述の①「事業法人等の大株主への株式の流動化に向けた働きかけ」は、2023年4月期中に着手して2028年4月末まで継続実施、②「役員の2親等以内の親族への保有株式への流動化に向けた働きかけ」は、2023年4月期中に着手して2028年4月期末まで継続的に実施、③「自己株式の活用および消却」は継続検討及び実施、④「持株会による流動化による働きかけ」は2028年4月期末までに継続実施することとし、2028年4月末までに上場維持基準(流通株式比率25%以上)を充たすことができるように段階的に流通株式比率向上のための施策を実施してまいります。

以上